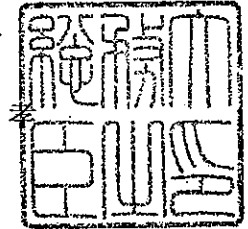


総政企第 166 号
平成 26 年 7 月 30 日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
大藤 新 義



諮問第 69 号
鉄道車両等生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成 26 年 7 月 11 日付け国総情政第 81 号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「鉄道車両等生産動態統計調査」（以下「本調査」という。）の平成27年4月以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

平成27年4月以降に実施する本調査について、調査計画における調査対象の選定方法、調査対象の範囲及び調査事項について、以下のとおり変更する。

（1）調査対象の選定方法

調査対象事業所の選定については、従前の地方運輸局が行うヒアリング等に基づく事業所情報に加え、新たに経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用する。

【説明】

我が国における鉄道車両等の生産動態の実態を適切に把握するため、母集団名簿情報の整備を図り、調査対象事業所を選定する方法を変更するものである。

（2）調査対象の範囲

調査対象事業所については、上記（1）の選定方法を踏まえ、調査対象の範囲の明確化を図るとともに、当該事業所の規模を、従前の一律「常時10人以上の従業員を使用する事業所」から、鉄道車両等を製造する各業態の実態に即して、「全ての事業所」、「常時30人以上の従業員を使用する事業所」又は「常時50人以上の従業員を使用する事業所」に変更する。

図1 調査対象事業所の選定方法及び範囲の変更

【変更前】		【変更後】	
業態別調査票	調査対象事業所の範囲	業態別調査票	調査対象事業所の範囲
鉄道車両生産（新造）調査票	鉄道車両（新造）を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所	鉄道車両生産（新造）調査票	鉄道車両に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「 <u>鉄道車両製造業</u> 」等に属し、 <u>鉄道車両生産（新造）のみを行う全ての事業所</u>
鉄道車両生産（改造・修理）調査票	鉄道車両（改造・修理）を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所	鉄道車両生産（改造・修理）調査票	鉄道車両に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「 <u>鉄道車両製造業</u> 」等に属し、 <u>鉄道車両生産（改造・修理）のみを行う事業所のうち、常時30人以上の従業員を使用する事業所</u>

業態別調査票	調査対象事業所の範囲
鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票	【鉄道車両部品】 鉄道車両部品を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所
	【鉄道信号保安装置】 鉄道信号保安装置を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所
索道搬器運行装置生産調査票	索道搬器運行装置を常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所



業態別調査票	調査対象事業所の範囲
鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票	【鉄道車両部品】 鉄道車両部品に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両用部品製造業」に属する事業所のうち、常時30人以上の従業員を使用する事業所
	【鉄道信号保安装置】 鉄道信号保安装置に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「交通信号保安装置製造業」等に属する事業所のうち、常時50人以上の従業員を使用する事業所
索道搬器運行装置生産調査票	索道搬器運行装置に係る品目の製造を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「物流運搬設備製造業」等に属する全ての事業所

【説明】

本調査の結果精度の確保・向上を図り、統計利用者のニーズに応える一方で、報告者負担にも配慮する観点から、調査対象となる事業所の範囲や規模の見直しを行うものである。

(3) 調査事項

調査事項については、図2及び図3のとおり、鉄道車両の需要先が「JR」又は「民需」である場合や、鉄道車両部品等の納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合のうち、需要先又は納入先が公的活動^(注1)を行う機関である場合の実態を把握するため、「公的機関」の区分を新たに追加する。

(注1) 公的活動とは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等が行う活動のうち、政府による所有又は支配がある産業に該当する活動をいう(平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱(平成24年9月28日産業連関部局長会議決定))。

図2 鉄道車両生産(新造)調査票及び鉄道車両生産(改造・修理)調査票

【変更前】		【変更後】	
索引番号	需 要 先	索引番号	需 要 先
.....	1. JR 2. 民需 3. 輸出	1. JR 2. 民需 3. 輸出 └──┬── └──> 公的機関 <input type="checkbox"/>

図3 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票

【変更前】		【変更後】	
索引番号	出 荷	索引番号	出 荷
	納 入 先		納 入 先
.....	1. JR	1. JR
	2. 民鉄等(JRを除く)		2. 民鉄等 └──┬── └──> 公的機関(JR・民鉄等のうち) <input type="checkbox"/>
	3. 輸出		3. 輸出
	4. 車両又は部品メーカー(鉄道車両部品のみ記入)		4. 車両又は部品メーカー(鉄道車両部品のみ記入)

【説明】

第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において産業連関表関係の諸課題として公的部門の分類の格付の見直しへの対応が求められたことを受け、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定）において公的部門の分類の格付が見直されることとなり^{（注2）}、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（平成24年9月28日産業連関部局長会議決定）において、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社の活動は公的活動として格付されることとなった。

また、第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）においては国民経済計算や産業連関表の推計の基礎となる一次統計の整備等が求められているところである。

以上を踏まえ、産業連関表作成の基礎データとして、鉄道車両等のより正確な産出構造を把握するため、鉄道車両生産等の「需要先」等について、これまで「JR」、「民需」、「輸出」等の区分により把握してきたもののほかに、公的活動を行う機関として新たに「公的機関」の区分を設けるものである。

（注2）平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針（平成22年12月27日産業連関部局長会議決定。平成24年9月28日改正）（抄）

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(2) 主な検討事項

ア 基本計画の課題への対応

基本計画に掲げられた産業連関表関係の諸課題について、以下により計画的に検討を進める。

① 「固定資本減耗の時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」

産業連関表における「固定資本減耗への時価評価の導入」及び「公的部門の分類の格付けの見直し」については、内閣府における国民経済計算上の取扱いに関する検討結果を踏まえつつ、産業連関表上の取扱いに関する検討を行い、その結果に基づき、取扱いについて、平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱の作成までに結論を得る。

※ これらの取扱いについては、「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」（平成24年9月28日産業連関部局長会議決定）において決定された。

3 審議すべき重点事項

(1) 調査対象の選定方法の変更について

調査対象事業所については、従前の地方運輸局が行うヒアリング等に基づく事業所情報に加え、新たに経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し、母集団名簿情報の整備を図り、選定することとしている。

これは、「諮問第10号の答申 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」（平成20年12月22日付け府統委第140号。以下「前回答申」という。）の「今後の課題」において、「調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。このような調査対象の把握方法については、（中略）現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

(2) 調査対象の範囲の変更について

調査対象事業所については、上記(1)の調査対象の選定方法の変更を踏まえ、調査対象の範囲の明確化を図るとともに、当該事業所の規模について、従前の一律「常時10人以上の従業員を使用する事業所」から、鉄道車両等を製造する各業態の実態に即して、「全ての事業所」、「常時30人以上の従業員を使用する事業所」又は「常時50人以上の従業員を使用する事業所」に変更することとしている。

これは、本調査の前回答申の「今後の課題」において、「調査対象を『常時10人以上の従業員を使用する事業所』としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

(3) 調査事項の変更について

鉄道車両の使用者である需要先については「JR」、「民需」及び「輸出」の選択肢(区分)を、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置の納入先については「JR」、「民鉄等」、「輸出」及び「車両又は部品メーカー(鉄道車両部品のみ記入)」の選択肢(区分)を設けて、それぞれ把握している。

この区分について、「平成23年(2011年)産業連関表作成基本要綱」(平成24年9月28日産業連関部局長会議決定)において公的部門の分類の格付の見直しが行われたことを踏まえ、需要先が「JR」又は「民需」、納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合のうち、需要先又は納入先が公的活動を行う機関である場合の実態を把握するため、新たに「公的機関」の区分を設けることとしている。

これについては、公的部門の分類の格付の見直し方針を適切に踏まえたものとなっているか、また、産業連関表の作成に係る関係府省との調整を十分に踏まえたものとなっているか検討する必要がある。

(4) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査の前回答申の「今後の課題」において、生産に長期間を要する鉄道車両については、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要であるとして、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討すべきことが指摘されている。

調査実施者である国土交通省による当該指摘事項に対する対応状況の適否等について、検討する必要がある。

鉄道車両等生産動態統計調査の概要(現行)

調査の目的

鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにし、鉄道車両工業関連施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和29年から実施している。

調査の概要

- <調査票の種類> ① 鉄道車両生産(新造)調査票
② 鉄道車両生産(改造・修理)調査票
③ 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票
④ 索道搬器運行装置生産調査票

- <調査期日> ① ⇒ 毎月末現在
②、③及び④ ⇒ 毎四半期末現在

- <調査対象> 全国の鉄道車両(新造)、鉄道車両(改造・修理)、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の製造を行う事業所であって、これらの製造に常時10人以上の従業員を使用する全ての事業所(94事業所)
※ 自己の使用に供するためによりのみ、鉄道車両の改造又は修理及び鉄道車両部品、鉄道信号保安装置又は索道搬器運行装置の製造を行う事業所は除く。

- <調査方法> 郵送又はオンラインによる自計報告

- <調査の流れ> 国土交通省 ⇄ 報告者

結果の公表

<主な集計事項>

- ① 鉄道車両生産(新造)調査票による調査
車種別新造受注、生産、手持両数及び金額
- ② 鉄道車両生産(改造・修理)調査票による調査
i) 車種別改造受注、生産、手持両数及び金額、ii) 車種別修理受注、生産、手持両数及び金額
- ③ 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票による調査
品目別生産、出荷、在庫数量及び金額
- ④ 索道搬器運行装置生産調査票による調査
品目別受注、生産、手持数量及び金額

<公表時期>

- 月報:① ⇒ 調査月の翌月末日までに公表
四半期報:②、③及び④ ⇒ 調査四半期最終月の翌々月末日までに公表
年報:①、②、③及び④ ⇒ 調査年度の翌年度9月末日までに公表

結果の利活用

- ① 国民経済計算(SNA)、産業連関表及び鉱工業指数(IIP)の作成のための基礎資料
- ② 鉄道業界、メーカーの現状及び動向を把握するための基礎資料 等



前回答申等における課題及び新たなニーズ等

- 本調査の前回答申(平成20年12月22日)において、調査対象事業所の把握を十全に行う観点から、現行の地方運輸局のヒアリング等による把握方法の妥当性について検討することが求められている。併せて、調査対象を「常時10人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討することが求められている。
- 第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においては産業連関表の諸課題において公的部門の分類格付の見直しへの対応が、また、第Ⅱ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)においては国民経済計算(SNA)や産業連関表の推計の基礎となる一次統計の整備等が、それぞれ求められている。



今回調査の改正のポイント

- 検討結果を踏まえ、従前の地方運輸局のヒアリング等に基づく事業所情報に加え、経済センサス-活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し、調査対象事業所に係る母集団名簿情報の整備を図り、調査対象事業所を選定する。
- 調査対象事業所について、従前は各調査とも一律に10人以上の従業員を使用する事業所を対象としていたが、上記母集団名簿情報の整備結果や、統計需要及び報告者負担の両面からの検討結果を踏まえ、各業態の実態に即して、以下のとおり、調査対象事業所の範囲や規模の見直しを行う。
 - ① 鉄道車両生産(新造)調査票による調査 ⇒ 全ての事業所
 - ② 鉄道車両生産(改造・修理)調査票による調査 ⇒ 従業員30人以上の事業所
 - ③ 鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票による調査
 - ・鉄道車両部品生産 ⇒ 従業員30人以上の事業所
 - ・鉄道信号保安装置生産 ⇒ 従業員50人以上の事業所
 - ④ 索道搬器運行装置生産調査票による調査 ⇒ 全ての事業所
- 調査票において、鉄道車両等の需要先が「JR」又は「民需」、納入先が「JR」又は「民鉄等」である場合、公的活動として格付された需要先又は納入先の活動の実態を把握するため、新たに「公的機関」の区分を設ける。

鉄道車両等生産動態統計の利活用について

本調査は、鉄道車両等生産動態統計(鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにし、鉄道車両工業関連施策の基礎資料を得ることを目的とする基幹統計)を作成することを目的として実施しており、本調査結果の利活用事例は以下のとおり。

1. 加工統計作成の基礎資料

基幹統計である「国民経済計算(SNA)」、「産業連関表」、「鉱工業指数(IIP)」作成の基礎資料として活用されている。また、都道府県が作成する「鉱工業指数」作成の基礎資料としても活用されている。

2. 鉄道車両工業関連施策の基礎資料

トップセールスをはじめとする国内インフラの海外展開等、鉄道車両工業関連施策を行う上で、国際比較を含め、鉄道車両工業関連施策の検討・立案に係る基礎資料として活用されている。(例:インフラシステム輸出のうち、鉄道車両に係る海外受注額)

3. 鉄道車両工業の現状把握等

統計資料を分析して業界が健全な経営をしているか等、現状把握を行う際に活用されている。また、メーカーの再編や鉄道車両製造事業からの撤退に対して、鉄道の技術力の保持・継承という観点からチェックを行う基礎資料として活用されている。

4. 官民間わす需要予測等への活用

国内鉄道事業者の車両の更新・改造等の情報や、最近の受注・生産状況等、他の要素も絡めつつ、今後の需要予測について政策判断する場合の参考にしている。

また、大学、研究所等の研究機関においても、景気・市場の動向等を把握するための基礎資料として活用されている。

5. 各種行政等資料への掲載

「国土交通白書」及び「国土交通月例経済」等、国土交通省が作成・公表する行政資料への掲載や、「数字でみる鉄道」(一般財団法人運輸政策研究機構発行)への掲載、また、一般社団法人日本鉄道車両工業会等の関係団体の出版物等に引用されている。

「諮問第 10 号の答申 造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」（平成 20 年 12 月 22 日付け府統委第 140 号）における今後の課題

2 今後の課題

(1) 両統計調査の調査対象は、現在、地方運輸局等が保有する行政記録情報、ヒアリング等によって把握している。

このような調査対象の把握方法については、造船調査は造船法（昭和 25 年法律第 129 号）に基づく届出義務のある工場（事業所）を調査対象としていることから、問題がないと考える。しかしながら、これ以外の調査については現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。

併せて、両統計調査（造船調査を除く。）の調査対象を「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。

(2) 船舶及び鉄道車両は生産に長期間を要するものであることから、鉱工業指数の算出等の基礎資料として、生産活動の進捗状況を的確に把握することが必要である。そのため、特に鉄道車両について、仕掛品在庫、完成品在庫等を把握することの可否及び現行の調査事項の「手持」を「受注残」に改めることについて検討する必要がある。